

各都道府県 障害保健福祉 主管課 御中
老人福祉

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
精神・障害保健課
老健局高齢者支援課

障害児入所施設への入所措置費の徴収等の事務における地方税情報の
情報連携の一時停止について

日頃より障害保健福祉及び老人福祉行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、令和元年9月6日付け同名事務連絡により、本年6月から実施されている試行運用において、一部の事務について、地方税情報を必要とする自治体が他の市町村に対して地方税情報を照会した場合に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）上は情報連携が想定されていない都道府県民税所得割額の情報が、照会を受けた市町村から提供される状態にあることが分かったことを踏まえ、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行わないようお願いいたしました。

今般、情報提供ネットワークシステムを通じた照会を行った件数が判明したことを踏まえ、その詳細を下記1のとおりお知らせするとともに、データ標準レイアウトの修正とそれまでの間の対応について下記2のとおり整理しました。

各都道府県におかれましては、これらの事項について、管内の市区町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

今回の事案により、地方公共団体及び国民の皆様にご不安やご不便をおかけすることとなり、お詫び申し上げます。

なお、厚生労働省において、今後同様の事案が生じないようチェック体制の強化等の対応を進めてまいります。

記

1 実際に提供された件数

本年6月17日（試行運用開始日）から8月26日までの間、各事務において実際に都道府県民税所得割額の情報が提供された件数は、以下のとおりです。

- ① 児童福祉法による障害児入所施設への入所措置費の徴収（管理番号7-166）：39件
- ② 身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収（管理番号12-7）：135件
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置費の徴収（管理番号14-55）：265件
- ④ 知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収（管理番号34-7）：69件
- ⑤ 老人福祉法による福祉の措置（管理番号41-18）：0件
- ⑥ 老人福祉法による福祉の措置に要する費用の徴収（管理番号41-19）：5件

⑦ ①～⑥までの合計：513件

2 データ標準レイアウトの修正とそれまでの間の対応

(1) データ標準レイアウトの修正

データ標準レイアウトについては、令和2年6月に予定されている改版において、都道府県民税所得割額が情報提供されないよう措置する予定です。

(2) それまでの間の対応

- ・ 試行運用期間中に取得した照会結果を出力する等して保存している場合、本来提供することが想定されていない「都道府県民税所得割額」の情報を廃棄する等適切な措置をお願いいたします。
- ・ データ標準レイアウトの修正までの間は、前記1の事務について本格運用には移行せず、従来どおりの事務処理を継続することとしますが、その際、公用照会により対応いただくなど、対象者の事務負担の軽減に御配慮いただきますようお願いいたします。
- ・ 前記1の事務に関し、各自治体が、情報提供ネットワークシステムにより地方税情報の照会を行うと、番号利用法第19条に適合しない照会となる可能性があります。各自治体におかれては、前記1の事務については、システムを通じた地方税情報に係る情報連携を必ず停止いただくよう、重ねてお願いいたします。
- ・ 本事務連絡以降、基本的に今回の対象事務について、情報照会が行われることはないと考えておりますが、厚生労働省から総務省に要請し、情報提供ネットワークシステムのログを解析し、照会が行われていることが確認された場合は、状況について報告をお願いするとともに、個人情報の保護のための措置等をお願いすることとさせていただきます。